

職業訓練の実施等による特定求職者の
就職の支援に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案概要

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案概要

職業安定局派遣・有期労働対策部
企画課求職者支援室

1. 省令案の趣旨

平成 23 年 10 月 1 日、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則が施行され、求職者支援制度を開始したところであるが、職業訓練受講給付金の支給方法を新たに追加する等のため、改正を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 附則第 4 条の 3（通所手当に関する暫定措置関係）

① 通所手当の支給対象者として、住所又は居所から認定職業訓練等を行う施設（以下「訓練等施設」という。）までの距離が相当程度長いため、訓練等施設に近接する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練等施設に通所する者を追加すること。

② 支給額は、

ア 住所又は居所から宿泊施設への移動費用（1 往復分）

イ 宿泊施設から訓練等施設への通所費用

の合計額とすること。

(2) 第 11 条第 2 項（職業訓練受講手当の額関係）

職業訓練受講手当について、第 11 条第 2 項第 2 号で給付金支給単位期間内に特定の日がある場合の支給対象日数の計算方法を定めているが、その計算方法を追加するもの。

3. 施行日

平成 24 年 4 月 1 日